

手配旅行条件書

本旅行条件書は旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」となります。

1.「手配旅行契約」（以下「契約」）とは、当社がお客様の依頼により、旅行サービスの提供をうけることができるように手配することを引き受ける契約を言います。

2.契約の申込と成立

- ①契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に記入の上、所定の申込金とともに当社に提出していただきます。
- ②契約は当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時に成立します。
- ③当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込を受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は契約書面に記載します。
- ④申込金は旅行代金、取消料その他お客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

3. 手配料金・取消料金

①当社は旅行の手配・取消にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用の他に、以下の旅行業務取扱料金を申し上げます。なお、取消のお申し出は当社の営業日、営業時間内に限ります。

料金の別	旅行の種類	料金
手配料金	運送・宿泊機関及び観光施設の手配	旅行費用総額の 20%以内
取消料金	運送・宿泊機関及び観光施設の取消	旅行費用総額の 10%以内※

※これとは別に当該利用サービスの規定の取消料が発生します

4.契約内容の変更

- ①お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- ②契約の成立後、お客様から契約内容の変更の申し出があったときは変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料をいただきます。

5.当社の責任及び免責

- ①当社は、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- ②次のような場合には原則として責任を負いません。
 - 1) 天災地変、戦乱、暴動、またこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - 2) 運送宿泊機関の事故若しくは火災、またこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - 3) 日本若しくは外国の官公署の命令・出入国規制若しくは伝染病による隔離、またこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - 4) 自由行動中の事故
 - 5) 食中毒
 - 6) 運送機関の遅延、不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - 7) 紛失または盗難
 - 8) パスポートの残存期間若しくは査証の不備のため、日本または目的国の出入国管理法により出入国できない場合

- 9) 72 時間以上滞在する都市で予約の再確認（リコンファーム）をせず、予約を取り消された場合
- 10) 航空会社の予約過剰受付により、予定の便に搭乗できなかった場合
- 11) 航空券が紛失または盗難にあった場合
- 12) 空港でのチェックインの時間に遅れて搭乗できなかった場合
- 13) 航空券の名前とパスポートの名前に相違があって搭乗できなかった場合
- 14) 帰路便がオープンの航空券であって、現地で帰路の便の予約がとれない場合

6.お客様の責任

当社は旅行者の故意、過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません

7.約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（手配旅行の部）に定めるところによります。